

委任契約書

京都市を甲，受任弁護士を乙として，次のとおり委任契約を締結する。

(事件等の表示及び委任の範囲)

第1条 甲は，乙に対し，下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という。）の処理を委任し，乙はこれを受任する。

①事件等の表示

事件名 損害賠償等請求控訴事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 大阪高等裁判所

②委任範囲

上記事件に関する一切の行為を代理する権限

(着手金及び報酬金)

第2条 着手金及び報酬金については，各年度の甲の予算の範囲内において，甲乙の協議のうえその都度定めることとする。

2 前項の協議により着手金又は報酬金の額が1,000,000円以上となるときは，当該額に関し別途の契約書をその都度作成することとする。

(実費)

第3条 本件事件等に関する次に掲げる実費については，各年度の甲の予算の範囲内において，次の考え方を基本として，甲乙の協議によりその都度定めることとする。

(1) 訴えの提起（上訴の提起を含む。以下同じ。）に係る手数料については，甲の負担とする。

(2) 訴えの提起に係る予納郵便費用については，甲の負担とする。

(3) 前2号に定めるもの以外において裁判所に支払う手数料等は，乙の負担とする。

(4) 裁判所に提出する書類の作成等に要する費用は，当該書類を作成したものの負担とする。

(5) 前2号の規定にかかわらず，乙の負担することとなる額が高額であるなど乙の負担とすることが適当でない場合は，甲の負担とする。

2 前項各号に定めのない実費の負担については，各年度の甲の予算の範囲内において，甲乙の協議によりその都度定めることとする。

(出張費)

第4条 乙(乙の事務員及び復代理人を含む。)の出張費については、各年度の甲の予算の範囲内において、次の考え方を基本として、甲乙の協議によりその都度定めることとする。

- (1) 京都市内の甲が指定する打合せ場所その他の場所へ出張に係る出張費については、その実費相当額を甲が負担する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、出張地が近隣である場合には、甲乙協議のうえ乙の負担とすることができる。

(事件処理の中止等)

第5条 甲が正当な理由なく前3条の規定に違反したときは、乙は、本件事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

(その他)

第6条 この委任契約書に定めのない事項又は本委任契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

平成28年6月28日

甲(依頼者)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地
京都市
代表者 京都市長 門川大作



乙(受任者)

大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー27階
弁護士法人大江橋法律事務所
代表社員 弁護士 國谷史朗



委任契約書

京都市を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

(事件等の表示及び委任の範囲)

第1条 甲は、乙に対し、下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任する。

①事件等の表示

事件名 損害賠償等請求控訴事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 大阪高等裁判所

②委任範囲

上記事件に関する一切の行為を代理する権限

(着手金及び報酬金)

第2条 着手金及び報酬金については、各年度の甲の予算の範囲内において、甲乙の協議のうえその都度定めることとする。

2 前項の協議により着手金又は報酬金の額が1,000,000円以上となるときは、当該額に関し別途の契約書をその都度作成することとする。

(実費)

第3条 本件事件等に関する次に掲げる実費については、各年度の甲の予算の範囲内において、次の考え方を基本として、甲乙の協議によりその都度定めることとする。

(1) 訴えの提起（上訴の提起を含む。以下同じ。）に係る手数料については、甲の負担とする。

(2) 訴えの提起に係る予納郵便費用については、甲の負担とする。

(3) 前2号に定めるもの以外において裁判所に支払う手数料等は、乙の負担とする。

(4) 裁判所に提出する書類の作成等に要する費用は、当該書類を作成したもの乙の負担とする。

(5) 前2号の規定にかかわらず、乙の負担することとなる額が高額であるなど乙の負担とすることが適当でない場合は、甲の負担とする。

2 前項各号に定めのない実費の負担については、各年度の甲の予算の範囲内において、甲乙の協議によりその都度定めることとする。

(出張費)

第4条 乙(乙の事務員及び復代理人を含む。)の出張費については、各年度の甲の予算の範囲内において、次の考え方を基本として、甲乙の協議によりその都度定めることとする。

- (1) 京都地方裁判所、京都市内の甲が指定する打合せ場所その他の場所への出張に係る出張費については、その実費相当額を甲が負担する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、出張地が近隣である場合には、甲乙協議のうえ乙の負担とすることができる。

(事件処理の中止等)

第5条 甲が正当な理由なく前3条の規定に違反したときは、乙は、本件事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

(その他)

第6条 この委任契約書に定めのない事項又は本委任契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

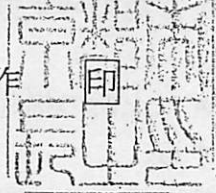
平成28年6月8日

甲(依頼者)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地

京都市

代表者 京都市長 門川 大作



乙(受任弁護士)

大阪市北区中之島三丁目3番23号中之島ダイビル703号室

中之島中央法律事務所

弁護士 中井 崇



委任契約書

京都市を甲，受任弁護士を乙として，次のとおり委任契約を締結する。

(事件等の表示及び委任の範囲)

第1条 甲は，乙に対し，下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という。）の処理を委任し，乙はこれを受任する。

①事件等の表示

事件名 損害賠償等請求控訴事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 大阪高等裁判所

②委任範囲

上記事件に関する一切の行為を代理する権限

(着手金及び報酬金)

第2条 着手金及び報酬金については，各年度の甲の予算の範囲内において，甲乙の協議のうえその都度定めることとする。

2 前項の協議により着手金又は報酬金の額が1,000,000円以上となるときは，当該額に関し別途の契約書をその都度作成することとする。

(実費)

第3条 本件事件等に関する次に掲げる実費については，各年度の甲の予算の範囲内において，次の考え方を基本として，甲乙の協議によりその都度定めることとする。

(1) 訴えの提起（上訴の提起を含む。以下同じ。）に係る手数料については，甲の負担とする。

(2) 訴えの提起に係る予納郵便費用については，甲の負担とする。

(3) 前2号に定めるもの以外において裁判所に支払う手数料等は，乙の負担とする。

(4) 裁判所に提出する書類の作成等に要する費用は，当該書類を作成したもの乙の負担とする。

(5) 前2号の規定にかかわらず，乙の負担することとなる額が高額であるなど乙の負担とすることが適当でない場合は，甲の負担とする。

2 前項各号に定めのない実費の負担については，各年度の甲の予算の範囲内において，甲乙の協議によりその都度定めることとする。

(出張費)

第4条 乙(乙の事務員及び復代理人を含む。)の出張費については、各年度の甲の予算の範囲内において、次の考え方を基本として、甲乙の協議によりその都度定めることとする。

- (1) 大阪高等裁判所へ出張 乙の負担とする。
- (2) (1)以外の場所へ出張 その実費相当額を甲が負担する。ただし、出張地が近隣である場合には、甲乙協議のうえ乙の負担とすることができる。

(事件処理の中止等)

第5条 甲が正当な理由なく前3条の規定に違反したときは、乙は、本件事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

(その他)

第6条 この委任契約書に定めのない事項又は本委任契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

平成28年6月8日

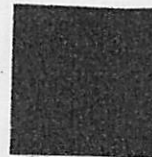
甲(依頼者)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町48-8番地
京都市
代表者 京都市長 門川大作



乙(受任弁護士)

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階
京都総合法律事務所
弁護士 武田信裕



委任契約書

京都市を甲，受任弁護士を乙として，次のとおり委任契約を締結する。

(事件等の表示及び委任の範囲)

第1条 甲は，乙に対し，下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という。）の処理を委任し，乙はこれを受任する。

①事件等の表示

事件名 損害賠償等請求控訴事件

相手方 住友重機械工業株式会社

裁判所 大阪高等裁判所

②委任範囲

上記事件に関する一切の行為を代理する権限

(着手金及び報酬金)

第2条 着手金及び報酬金については，各年度の甲の予算の範囲内において，甲乙の協議のうえその都度定めることとする。

2 前項の協議により着手金又は報酬金の額が1,000,000円以上となるときは，当該額に関し別途の契約書をその都度作成することとする。

(実費)

第3条 本件事件等に関する次に掲げる実費については，各年度の甲の予算の範囲内において，次の考え方を基本として，甲乙の協議によりその都度定めることとする。

(1) 訴えの提起（上訴の提起を含む。以下同じ。）に係る手数料については，甲の負担とする。

(2) 訴えの提起に係る予納郵便費用については，甲の負担とする。

(3) 前2号に定めるもの以外において裁判所に支払う手数料等は，乙の負担とする。

(4) 裁判所に提出する書類の作成等に要する費用は，当該書類を作成したもの乙の負担とする。

(5) 前2号の規定にかかわらず，乙の負担することとなる額が高額であるなど乙の負担とすることが適当でない場合は，甲の負担とする。

2 前項各号に定めのない実費の負担については，各年度の甲の予算の範囲内において，甲乙の協議によりその都度定めることとする。

(出張費)

第4条 乙(乙の事務員及び復代理人を含む。)の出張費については、各年度の甲の予算の範囲内において、次の考え方を基本として、甲乙の協議によりその都度定めることとする。

- (1) 大阪高等裁判所へ出張 乙の負担とする。
- (2) (1)以外の場所へ出張 その実費相当額を甲が負担する。ただし、出張地が近隣である場合には、甲乙協議のうえ乙の負担とすることができる。

(事件処理の中止等)

第5条 甲が正当な理由なく前3条の規定に違反したときは、乙は、本件事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

(その他)

第6条 この委任契約書に定めのない事項又は本委任契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

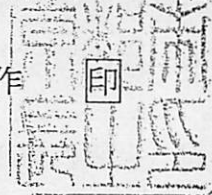
平成28年6月8日

甲(依頼者)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地

京都市

代表者 京都市長 門川大作



乙(受任弁護士)

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

京都総合法律事務所

弁護士

池上哲朗

